

業務指示書

パキスタン国パキスタン医科学研究所機能強化計画協力準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年1月24日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年1月29日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

業務主任者(総括)については補強を認めません。

業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

外国籍人材の活用を認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保健医療施設整備に係るBD, OD, DD, SV

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：保健医療施設整備計画に係るBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画／維持管理計画】

- 1) 類似業務の経験：保健医療機材整備に係るBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年2月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

現地再委託に係る事項

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PKR 1 = 1.029210 円, US\$1 = 113.268000 円, EUR1 = 134.393000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/建築計画
機材計画/維持管理計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.66 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年2月9日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調査) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調査は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

パキスタン国パキスタン医科学研究所機能強化計画協力準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／建築計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画／維持管理計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

パキスタンは、南アジアにおいて乳幼児死亡率、妊産婦死亡率が最も高い国の一つであり、5歳未満児死亡率は81人／対千人と劣悪な状況にある（世銀、2015）。パキスタン政府は国家政策「Pakistan Vision 2025」において、社会セクター開発を柱の一つに掲げ、保健分野については、保健サービスへのアクセス改善を重点課題としている。特に、国民の約3割が貧困層と言われる当国において、医療費が安価である公的医療機関の強化が重要な課題となっている。しかしながら、2011年の保健行政の地方分権化以降、各州・地域における保健医療サービスは、高まるニーズに質・アクセス両面で追いついておらず、医療施設の老朽化や人材の不足といった問題に直面している。

パキスタン医科学研究所は、首都イスラマバードに位置し、総合病院、小児病院、母子保健センター、看護短大、医療技術短大等から構成される医療複合施設である。同研究所は国内有数の公的第三次医療機関であり、首都周辺に加え、隣接するパンジャブ州、ハイバル・パフトゥンハー州といった遠方からの搬送受入も行っている。1988年に約5千人であった入院患者数は、2016年には6.8万人に、外来患者数も同期間に40万人から120万人に増加しており、その役割は重要性を増している。

我が国は、1980年代より同研究所内の小児病院、母子保健センター、教育施設への支援を実施している。右支援にて整備した医療機材の一部は現在まで使用されているものの、経年劣化等に伴い故障・修復が度々生じている。また、患者数の増加に伴い、小児病院、母子保健センターにおいて、手術室や病床が不足しており、時宜を得たサービス提供が困難となっている。

そのような状況の中、パキスタン医科学研究所機能強化計画は、国内有数の第三次医療施設において、医療機材を整備し、また、小児病院、母子保健センターの手術室・病床を拡充することにより、質の高い医療サービスへのアクセス改善に貢献するものであり、当国の開発戦略においても優先度の高い事業と位置付けられるところ、今回、準備調査を実施することとなった。

なお、本プロジェクトについて現段階では要請書を取付中だが、既に2017年8月に先方関係機関と協議を行い、先方政府による当該計画全体の概要と、日本に対する施設に関する要請内容について聞き取るとともに、機材ニーズリストを受領している。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、国内有数の第三次医療施設であるパキスタン医科学研究所において、不足・老朽化した医療機材を整備するとともに、小児病院、母子保健センターを拡充することにより、保健・医療サービスの質の向上を図り、もって当国国民の健康増進に寄与するもの。

(2) プロジェクトの内容：

- ・施設：手術室及び病床の増築（小児病院及び母子保健センターと隣接する敷地に、小児病院、母子保健センターの機能を集約した、計3~4室の手術室及び100~200床の病床を含む1棟建ての施設を増築する。既存の建物とそれぞれ渡り廊下等で連結することを想定。）
- ・機材：画像診断用機材、手術用医療機材等。既存の小児病院、母子保健センター、総合病院及び新規増築分の機材調達。これまでに小児病院（既存）に160点、母子

保健センター（既存）に 180 点、総合病院に 50 点の機材要請をそれぞれ確認している。その他、増築施設には手術用器具やベッド・吸引器等 400 点程度の医療機材の供与を想定。

（3）プロジェクトサイト

パキスタン医科学研究所（イスラマバード）

（4）プロジェクト実施体制

1）プロジェクト実施機関：パキスタン医科学研究所

2）監督官庁：首都行政開発省（CADD: Capital administration and development division）

（5）プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動（無償資金協力）

「イスラマバード小児病院建設計画」（1982 年）、「看護婦・医療技術者養成学校建設計画」（1984 年）、「母子保健センター建設計画」（1996 年）、「イスラマバード小児病院整備計画」（2003 年）、「パロチスタン州基礎医療機材整備計画」（2003 年）、「イスラマバード小児病院改善計画」（2005 年）、「カラチ小児病院改善計画」（2012 年）。

（6）他ドナー等の援助活動

当国の保健セクターについては、世界保健機関、国際連合児童基金、アメリカ合衆国開発庁、英国開発庁といった援助機関が、母子保健、一次医療、ポリオ対策、定期予防接種分野を中心に、政策・制度、技術面での支援を行っている。パキスタン医科学研究所では、現在他ドナーからの支援は行われていない。

3. 業務の目的

一般プロジェクト無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項、事業効果測定指標等を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「パキスタン医科学研究所機能強化計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がパキスタン側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

（1）現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の記載された準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（第1回）、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（第2回）、の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

（2）プロポーザルの記載事項

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したも

のである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で適宜 JICA と協議する。

なお、特に以下 5 つの段階においては、JICA 関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

- 1) 現地調査 (第 1 回) 対処方針会議: 「インセプション・レポート」を取りまとめ、これらを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- 2) 現地調査 (第 1 回) 帰国報告会: 帰国後 10 営業日以内を目途に、現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を作成し、これを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- 3) 設計・積算方針会議: 帰国後 30 日以内を目途に、プロジェクト内容等の概略設計方針について関係者を含めた協議を行う。
- 4) 現地調査 (第 2 回) 対処方針会議: 計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。
- 5) 現地調査 (第 2 回) 帰国報告会: 先方政府と「準備調査報告書(案)」の協議の結果を報告する。

(4) 調査時の留意事項

1) 増築施設の規模

本プロジェクトにおいては、小児病院及び母子保健センターと隣接する敷地に、計 3~4 室の手術室及び 100~200 床の病床を含む 1 棟建ての施設を増築する。当該敷地は、もともとパキスタン医科学研究所が小児病院の拡充として、地下 1 階、地上 4 階の総床面積 13000 m²程度 (1 階あたり 2500 m²程度) の施設の建設を予定していた土地である。本事業においては、当該敷地に 1 棟建ての施設を増築し、小児病院及び母子保健センターの入院・手術機能を拡張して併せ持つ施設とすることとし、既存の建物とそれぞれ渡り廊下等で連結することを想定している。両病院の既存の手術室の利用状況や病床の占有率等を把握の上、最低限の増築のニーズを確認するとともに、隣接する建物や対象サイトの状況を確認し、施設の規模や内容を精査すること。

また、施設の機能・規模に合わせて、手術用機材のほか、ベッド、吸引器、輸液ポンプ、患者監視装置等の必要な機材を整備することとする。

2) 機材整備の対象医療施設

パキスタン医科学研究所は、総合病院、小児病院、母子保健センター、看護短大、医療技術短大等から構成される医療複合施設である。機材整備については、小児病院、母子保健センター、総合病院を主たる協力対象とし、提供サービスの現状や、機材の保有状況、機材整備のニーズ等を詳細に調査し、機材整備計画を策定することとする。

ただし、調査の中で研究所内のその他の施設 (看護短大、医療技術短大等) と機能を共有するなどの事情で機材整備のニーズが確認された場合は、整備内容に含めて事業計画を策定・提案することも認める。

なお、母子保健センターについては、2014 年にフォローアップ協力により、一部機材の更新を実施していることから、フォローアップ協力の対象となった機材の稼働状況につい

ても確認の上、計画策定すること。

3) 機材の運用・維持管理体制の確認とプロジェクト内容の精査

機材の運用、維持管理体制を確認し、対象医療施設が自立的・持続的に運用・維持管理ができるような機材計画を策定する。また機材調達後に適切な運用・維持管理がなされるように維持管理計画を策定し、実施機関に対して人員配置や予算確保を含む適切な維持管理の実施を求める。

また、必要に応じてソフトコンポーネントを通じて運用・維持管理能力の向上を支援することを計画に入れることとする。さらに、メーカーによる保守契約付帯が必要な医療機材の調達が見込まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守サービスの内容、保守契約付帯期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。保守附帯契約については参考資料「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」を参照のこと。

4) 高度医療機材の適切な選定

パキスタン医科学研究所全体として既に MRI、CT、X 線装置が複数台整備されていることを確認している。これらの機材については、研究所内の各病院で個別に保有したいとの理由等から先方から追加的整備の要請には含まれているものの、既存の機材は比較的最近整備されているため原則として新たに整備しない方針である。ただし、各病院における機材の使用回数や頻度、患者数や検査の回数、研究所内の病院間のレファラルの状況等を考慮して、各病院への整備の是非を検討の上、必要に応じて本事業の対象とする。

万が一、放射線や磁力を発生させる比較的大型の機材を計画する場合は、その設置場所の決定に際して、既存施設の床・梁等が機材重量に耐えられるかを確認、また壁面には放射線や磁気防護工事の要否、各メーカー代理店がこれらの工事を実施する能力があるか調査し、据付段階の工事実施も想定した計画内容とする。なお、上記については、契約変更により対処することを想定する。

5) プロジェクトを実施するための相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（運用・維持管理人員の配置、維持費用の確保、保守契約等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力としてプロジェクトを実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共にプロジェクト実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

6) 先方政府または他ドナーの本プロジェクトに関連する支援計画の確認

先方政府または他ドナーによる本プロジェクトに関連する支援計画がある場合は、本プロジェクトの実施スケジュールと先方の事業実施スケジュールの調整が必要となるため、適切な計画を関係者と協議した後、その内容を事業計画の内容に含める。

特に、パキスタンにおいては、先方負担事項が生じるプロジェクトに関して、ドナー側コンポーネントも含め、政府閣議において事業計画（PC-1）の承認が必要である。同計画は実施機関であるパキスタン医科学研究所が作成し、同国政府が承認を行うこととなるが、PC-1 の作成には事業の範囲や規模・内容についての情報が必要となることから、事前に PC-1 の作成に必要な情報を確認したうえで、第一次調査後、事業規模・内容が固まってきた段階で、計画内容（概略事業費、概略設計図、調達機材リスト、予定工程等）について、必要に応じて先方に情報を共有すること。また、PC-1 承認から予算化までの先方政府内プロセス・スケジュールについては十分に確認すること。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

インセプション・レポートと現地調査（第1回）の対処方針について、対処方針会議においてJICA、国内関係者と協議、最終化する。

(2) インセプション・レポートの先方政府に対する説明・協議

現地調査（第1回）において、JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

本計画に関連する政策、保健医療状況を確認し、必要性・妥当性を整理する。

1) パキスタン保健医療セクターの概要と本プロジェクトの位置付け

- ①保健医療基礎データ（人口、平均寿命、乳児・5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種率、疾病構造、疾病負担、貧困度など）
- ②保健医療にかかる政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要と本プロジェクトの位置づけ
- ③保健医療体制（公的病院の数、リファラルシステムの状況、保健行政、政策、人材、保健財政等）と国家開発計画

2) パキスタン保健医療セクターに対する我が国及び他国による援助動向

- ①我が国の援助動向の確認と本プロジェクトの位置づけ
- ②他国の援助動向の確認と本プロジェクトとの棲み分け

(4) プロジェクトを取り巻く状況と実施体制の確認

プロジェクトに関する以下の状況及び実施体制を確認し、関係機関がプロジェクトの実施に必要な人的能力、財務力、技術力を備えているかを精査する。

- ①保健省、関連省庁、対象病院との関係性とプロジェクト実施にかかる役割分担
- ②対象病院の組織・権限・人員構成、近年の財政・予算状況
- ③医療サービスの提供状況、技術水準（提供保健医療サービス種類、入院・外来患者数、疾患内訳（入院、外来）、検査（臨床、画像診断等）、手術、死亡原因、リファラル件数、診察料など）
- ④人材の雇用・配置・育成の状況（医療従事者への卒前/卒後教育、各種研修、OJT等）
- ⑤既存施設・機材の活用状況
- ⑥対象病院周辺、並びに近隣州の地理的情報（地理的状況、年齢別人口、管轄地域・人口、アクセスなど）
- ⑦近隣の病院や同レベル病院の医療サービス提供状況（活用状況、機材品目、仕様、提供サービス）
- ⑧維持管理体制（人員配置・予算確保の状況、修理や消耗品等の追加的購入が必要になった際の対応フロー、予防メンテナンスの状況、維持管理実施の実状、機材の廃棄状

況等)

(5) サイト状況（自然条件等）調査

要請施設の建設予定地の状況、自然環境・気候等について調査する。本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、自然条件調査（地形測量、地質調査、地盤調査、給排水・水質調査）を行う。なお、同調査は現地再委託にて実施することを認める。上記については別見積とする。

同調査の仕様は別紙に示すとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(6) 施設の確認と調達事情の調査

1) 当該国の現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリーの有無、施工能力・技術力、技術者数、財務力、建設機械保有状況、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。

2) 協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。

3) 電力や給排水等、施設が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策を明確にする。また必要且つパキスタン側が維持管理可能な設備を計画し、提案する。

4) 当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

(7) 機材の確認と調達事情の調査

1) 既存の機材のメーカー・数量・稼働状況、配置予定部門の状況を確認したうえで、機材（品目・仕様・数量）の精査を行う。

2) 調達事情（第三国調達を含めた調達先、現地代理店の有無、調達方法、調達・通関に關係する機関、調達価格、輸送費、免税措置、関連法令、保険など）を行う。

3) 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材、保守契約の内容、アフターサービスや保守契約に対応できる業者の有無等を考慮し、調達方法の検討を行う。

4) 調達に係る資機材の輸送経路及び方法を検討する。

(8) 調査結果報告と設計方針の JICA に対する説明・協議

現地調査(1回目)の結果を踏まえ、帰国後 10 営業日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

さらに帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

(9) プロジェクト内容の概略設計

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、無償資金協力プロジェクトの計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。概略設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）を参照し

て策定し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

1) 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 全体計画

現存機材の種類・数量・稼働状況、人員配置、提供医療サービスや運用・維持管理に関する技術力等の状況を踏まえ、機材の無償資金協力による調達適否を検討する。また、先方政府との協議に基づき、機材及び調査段階でニーズが確認される機材に対し、優先順位を定める。

3) 概略設計図の策定

4) 施工計画

①施工方針

②施工上の留意事項

③施工区分（先方負担工事との区分）

④施工監理計画

⑤品質管理計画

⑥資機材等調達計画

⑦実施工程（雨季などを考慮した工期を提案する）

5) 機材調達計画

①機材計画（機材名、メーカー、仕様、数量、使用部門、優先順位等）

②調達計画（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無、機材の輸送経路、通関手続き、保険等）

③消耗品、スペアパーツ、燃料等の調達計画（必要な品目・数量・費用、予算確保の方法、調達先・代理店の情報等）

④機材の配置場所（病院・部門）及び運用にかかる人員配置計画

⑤保守契約附帯の要否及び内容（対象医療機材、契約内容、期間、費用、現地代理店、実施体制）

6) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネントガイドライン（改訂版）」（2010年版）を参照のこと。ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討すること。

（10）無償資金協力事業に関する相手国側負担事項の概要の整理（免税のための情報収集を含む）

相手国負担事項の項目、プロセス、必要期間、各手続における責任組織を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。

相手国負担事項としては、免税手続、銀行取極（B/A）に基づく支払授權書（A/P）の発行、機材設置に伴う施設改修、電気設備等の整備、自動車保険や車両登録の手続と費用、運用・維持管理に係る人員配置、運用・維持管理にかかる費用支出等を想定しているが、追加的に先方負担とすることが望ましい事項が生じた場合はそれも先方負担事項として先方に遵守を求める。

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのよう

な手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、成果品として提出する。またプロジェクトの相手国負担事項として金額と共にミニッツに記載し、プロジェクト実施時に確実に免税手続がなされることを担保すること。

（11）プロジェクトの運用・維持管理計画の策定

対象病院及び政府関係機関の施設・機材の運用・維持管理体制、維持管理の実状について確認する。そのうえで施設・機材の運用・維持管理に必要な人員の配置、消耗品・スペアパーツ・燃料等の購入、保守契約の実施等の内容と実施方法を確認して、運用・維持管理計画を策定する。さらに確実な運用・維持管理のために必要な費用を積算し、先方政府及び関係機関の収支計画を確認した上で必要な予算措置を求める。

維持管理体制については、機材修理のフロー（故障時の連絡から技術者の派遣のフロー、病院内の維持管理部門や代理店の役割）を明らかにするとともに、機材・施設の維持管理のために必要な業務について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理して維持管理計画を策定すること。

（12）概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

概略事業費の積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して積算し、積算総括表を作成の上、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材については入札に対応できる精度を確保すること。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル 補完編（土木／建築分野）」（2017年7月）及び「機材編」（2017年7月）を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 機材の保守契約

積算にあたっては、保守契約を含めた場合の積算も検討する。

4) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

- ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

(13) プロジェクトの評価指標の設定

本計画の評価を、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、可能な限り定量的に入手・測定可能な指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を合理的な根拠と共に設定する。

(14) ジェンダー課題に関する調査

- 1) ジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- 2) 機材計画に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

(15) プロジェクトの実施監理にあたっての留意事項の整理

1) 安全対策

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下、「安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、パキスタン国での最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からパキスタン国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したパキスタン国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりパキスタン国の他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてパキスタン国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告を行う。

2) プロジェクト実施監理にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、概要説明を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

3) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(16) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の作成と JICA に対する説明

上記調査結果を準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）と現地調査（第 2 回）の対処方針について、対処方針会議にて JICA、国内関係者に対して説明する。

（17）準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の先方政府に対する概要説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をカウンターパートとなる中央政府、州政府の関係者及び対象病院関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。また機材についても、その品目のみならず詳細な仕様を確認すること。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分協議・検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

（18）準備調査報告書等の作成

パキスタン政府関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。作成にあたっては「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015 年 4 月改訂版）及び「参考資料 Project Monitoring Report（PMR）記載要領」（2016 年 10 月）を参考にすること。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、4) から 9) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|-------------------|---|
| 1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| 2) インセプション・レポート | : 英文 3 部 |
| 3) 現地調査結果概要 | : 和文 3 部 |
| 4) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| 5) 概要資料 | : 和文 2 部 |
| 6) 準備調査報告書 | : 和文（製本版）8 部及び CD-R 1 枚
: 英文（製本版）8 部及び CD-R 1 枚
: 和文（簡易製本版）2 部及び CD-R 1 枚 |
| 7) 機材仕様書 | : 和文 2 部
: 英文 2 部 |
| 8) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |

9) 進捗報告書 (Project Monitoring : 英文 3 部
Report)

10) 免税情報シート : 和文・英文各 3 部

- 業務計画書とは、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICA に提出する。
- 4) 概略事業費(無償)積算内訳書については「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」(2009 年 3 月)、同「補完編(土木/建築分野)」(2017 年 7 月)、同「機材編」(2017 年 7 月)を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015 年 4 月)」に準拠することとする。また事業費ドナー比較資料を含むこと。
- 6) 準備調査報告書及び 7) 機材仕様書については、英文を作成し、先方政府に提出することとする。
- 6) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。
- 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014 年 11 月)」を参照する。
- 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2018年3月下旬より国内事前準備を開始し、2018年4月上旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を除く）を実施し、2018年8月下旬には準備調査報告書（案）説明、2018年9月中旬までに概要資料を、2018年12月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。ただし国内解析には国内審査に要する期間を含む。

また本工程計画は変更の可能性がある。

項目 \ 時期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事前準備	<input type="checkbox"/>									
現地調査（OD）		■								
国内解析			□							
現地調査（DOD）						■				
国内整理							□			
概要資料提出							△			
最終報告書提出										△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 16.40M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- ア. 業務主任／建築計画（2号）
- イ. 建築設計／自然条件調査
- ウ. 構造設計
- エ. 設備設計
- オ. 施工計画／積算
- カ. 機材計画／維持管理計画（3号）
- キ. 調達計画／積算
- ク. 保健計画

現地調査（第1回）へはア～クの団員、現地調査（第2回）へはア、イ、カの団員の参加を想定している。

注1) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 参考資料等

(1) 配布資料

- 1) 案件計画調書①
- 2) パキスタン医科学研究所の基本情報に関する資料
- 3) 医科学研究所 構内図
- 4) パキスタン医科学研究所小児病院の拡充施設当初案の1階分平面図
(地下1階、地上4階の総床面積13000㎡程度施設)
- 5) 機材ニーズリスト(2017年8月入手)
- 6) JICA「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」
- 7) JICA「基礎研究 開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用基礎研究報告書」(2016年6月)
- 8) JICA「日本の援助による病院建設に関わる指針」
- 9) JICA「参考資料 日本の病院建設に関する技術・設備」

(2) 閲覧資料

以下の資料についてはホームページにて閲覧可能

- 1) 「母子保健センター建設計画」基本設計調査報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/987/987/987_117_11332319.html
- 2) 「イスラマバード小児病院整備計画」ODA見える化サイト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/0307600/index.html>
- 3) 「イスラマバード小児病院改善計画」ODA見える化サイト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1100660/reports.html>

4. JICA等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 現地調査(第1回、OD)

- 1) 団員構成
 - ア. 総括(JICA)
 - イ. 医療技術計画(JICA)
 - ウ. 計画管理(JICA)
- 2) 現地調査: 約11日間
- 3) 目的: 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、プロジェクトの内容を検討し、ミニッツに取りまとめる。

(2) 現地調査(第2回、DOD)

- 1) 団員構成:
 - ア. 総括(JICA)
 - イ. 医療技術計画(JICA)
 - ウ. 計画管理(JICA)
- 2) 現地調査: 約6日間
- 3) 目的: 準備調査報告書(案)について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などをミニッツに取りまとめる。

5. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に

推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2013年11月）の様式－2および様式－3を準用した表を添付する。

（2）業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（3）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所、在パキスタン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

安全対策・渡航手続きについては下記ホームページも参照し、内容を遵守すること。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

（4）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

パキスタン「パキスタン医科学研究所機能強化計画」準備調査にかかる
自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意すること。

なお、これらの調査については現地再委託を認める。また所要の費用は別見積とすること。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画などを行うために必要な情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

成果品：測量結果

(2) 地質・地盤調査

目的：施設位置の決定、基礎形式の検討、設計に必要な情報の確認を行う。

内容：地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、地耐力試験等

成果品：試験結果、柱状図

(3) 地中障害物/埋設物調査

目的：地中廃棄物などの有無の確認を行う。

内容：施設、付帯構造物計画位置で試掘等

成果品：調査結果

(4) 給排水／水質調査

目的：検査室・研修棟で使用可能な水質・水量であるかを確認する。

内容：水量、水質検査等

成果品：試験結果

(5) その他

気象調査（年間・月別降水量等）

